

第57号議案

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案に
関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の
規定に基づき、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案
について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和7年2月7日

滋賀県教育委員会

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案に
関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の庶務を処理する部等を変更するため、滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成 26 年滋賀県条例第 16 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会の庶務を処理する部等を教育委員会事務局から子ども若者部に変更することとします。（第 7 条関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第 号

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例（平成26年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県教育委員会事務局」を「滋賀県子ども若者部」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表

旧	新
第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>滋賀県教育委員会事務局</u>において処理する。 第8条 省略 付則 省略	第1条～第6条 省略 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>滋賀県子ども若者部</u>において処理する。 第8条 省略 付則 省略